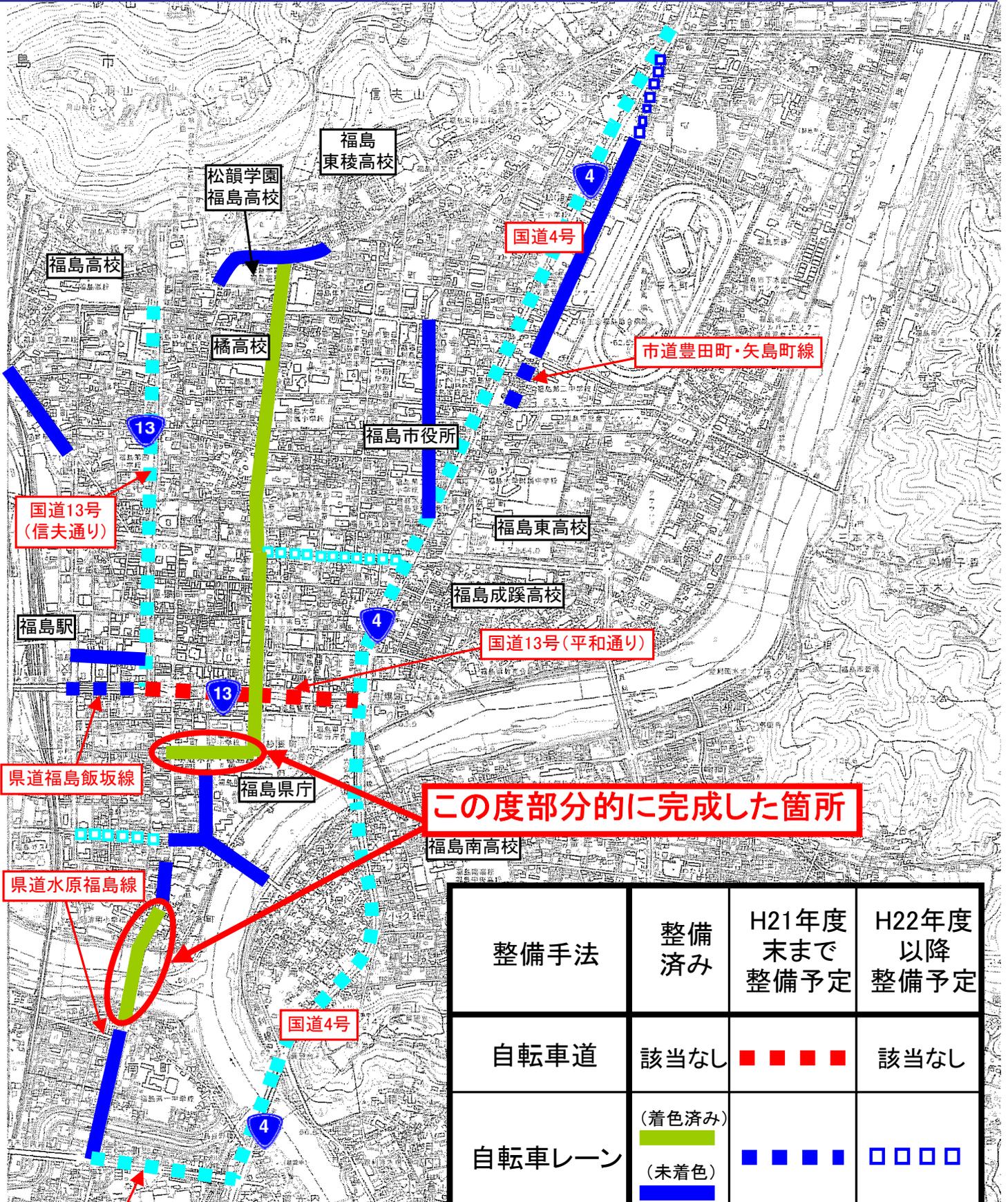


福島地区における自転車通行環境整備の取り組み



この度部分的に完成した箇所

整備手法	整備済み	H21年度 末まで 整備予定	H22年度 以降 整備予定
自転車道	該当なし	■ ■ ■ ■	該当なし
自転車レーン	(着色済み) ■ (未着色) ■	■ ■ ■ ■	□ □ □ □
歩道内での ライン等による 走行位置明示	該当なし	■ ■ ■ ■	□ □ □ □

部分的に完成した県道水原福島線の対策内容

信夫橋については車道を3車線から2車線にし、自転車レーンを確保。
信夫橋前後の区間は車線の幅を変更し、自転車レーンを確保。
自転車安全に走行できるように、自転車レーンを緑色に着色。

【対策前】



狭い歩道で歩行者と自転車が輻輳

【対策後】



歩行者と自転車が分離

今後の自転車通行環境整備のイメージ (平成21年度までに完成予定)

自転車道

【対象路線】 国道13号 (平和通り)

歩行者と自転車を構造的に分離。
部分的に分離することが難しい区間は、歩道内にライン等を引き、自転車が走行すべき位置を明示。

整備aイメージ



自転車レーン

【対象路線】 県道水原福島線、県道福島飯坂線、市道豊田町・八島町線

区画線の見直し等により路肩を広げ、自転車レーンを確保。
自転車レーンを着色し、車両からの視認性を向上。

自転車にもルールがあります

自転車はとても便利な乗り物です。しかし、正しく利用しなければ、かえって危険であったり大きな事故を起こすことにもなります。

自動車に乗る場合には、運転に定められた資格が必要とされるのと同じように、自転車を利用する場合にも色々なルールを守る必要があります。



車道通行が原則です



自転車は自動車と同じく車道を通行することが原則です

車道の左側に沿って通行しなければなりません

自転車レーンがある場所では



道路工事などの場合を除き、自転車レーンを通行しなければなりません

歩道を通行できるのは



標識で指定された場合

運転者が、児童及び幼児、70歳以上のお年寄り、体の不自由な方

工事や駐車車両で車道の左側通行が困難な場合